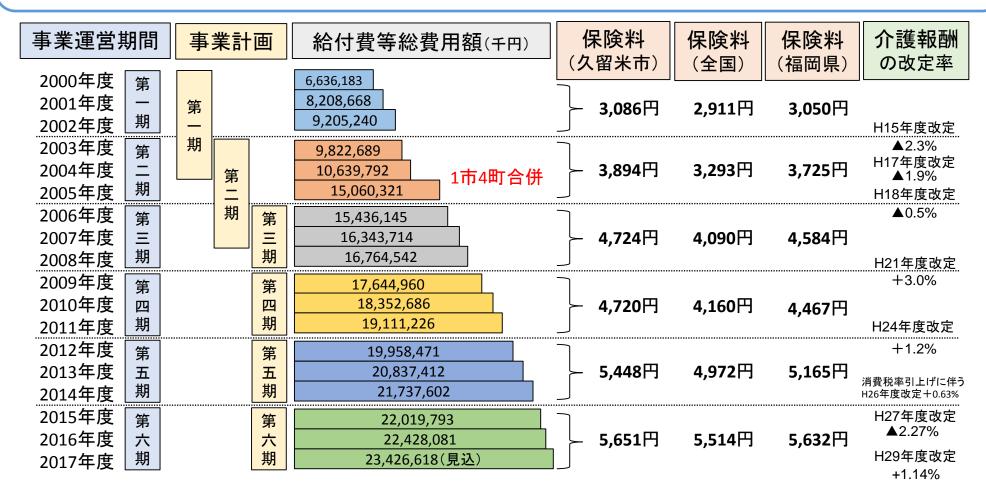
第7期介護保険料額の算定について

=平成29年度第5回高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会資料=

平成29年12月 健康福祉部介護保険課

1. 介護給付費と保険料基準額の推移

- 〇市町村は3年を1期(2005年度までは5年を1期)とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。 介護保険料は、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定。
- 〇第7期計画における保険料は、国の報酬改定や諸係数の公表後、第7期計画期間の給付費等の見込量を確定し、 介護給付費準備基金の活用による保険料上昇抑制等についての検討を踏まえて算出する予定。

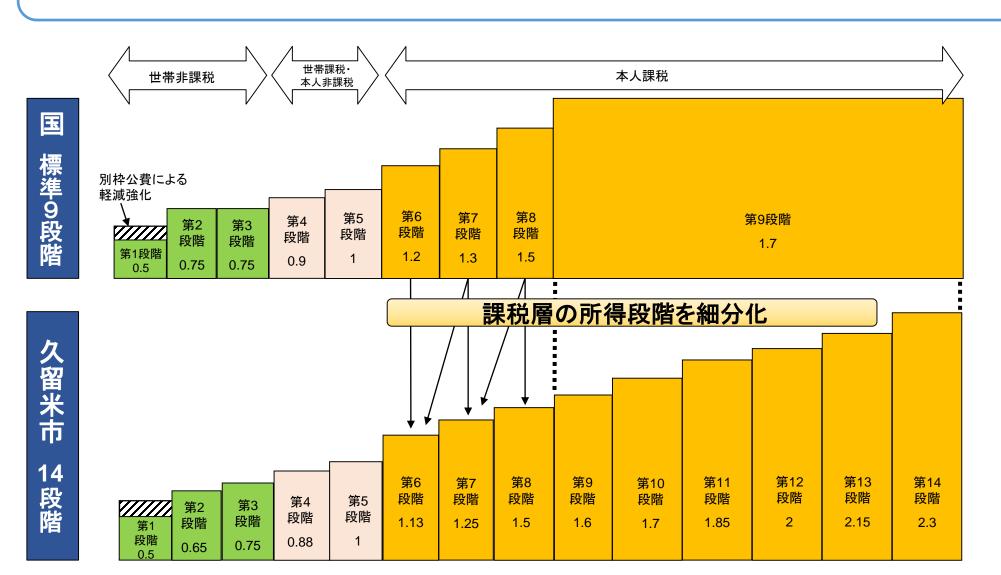


※給付費等総費用額については、2016年度までは実績値であり、2017年度は決算見込である。

2. 保険料段階設定について(多段階設定のイメージ)

〇第6期計画において、被保険者それぞれの負担能力に応じた保険料段階を設定するとの考え方から、国における標準の段階設定が6段階から9段階に見直しが行われた。保険者は必要に応じて、保険料の多段階化や各段階における保険料率の変更を行うことができる。

- 〇本市においても、国と同様の考え方に基づき、第5期における13段階設定から14段階設定への見直しを行った。
- 〇第7期計画における国の標準段階設定については、さらなる多段階化は予定されておらず、7~9段階の基準所得金額の変更が行われる。(P3)



3. 第6期介護保険料額表及び第7期における国の基準所得金額

		华 C	加払両期間 (お なべつよう甘油)		第6期計画期間(久留米市) 保険料						かっ 担引 て知思 (オ.人 ~ ウンス せが)				
$ \setminus $	第6期計画期間(政令で定める基準)			第6期計画期間(久留米市)			A 10 40 A	71112	第7期計画期間(政令で定める基準)			A 10 m/ A			
	第1段階 第2段階 第3段階	市民税世帯非課税	対象者 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円以下の人	(×0.5 (×0.3)	用 I 段階	対象者 生活保護受給者、老齢福祉年金受 給者 課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の人	負担割合 ×0.5 (×0.45)	年額 30,515円	月額 2,542円	第1段階	市	対象者 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円以下の人	負担割合 ×0.5 (×0.45)		
			課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円超120万円以下の人	×0.75 (×0.5)	第2段階	非 課 税 —	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円超120万円以下の人	×0.65	44, 078円	3,674円	第2段階	民税世帯非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円超120万円以下の人	×0.75	
			課税年金収入額と合計所得金額の合計 が120万円超の人	×0.75 (×0.7)	第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の 合計が120万円超の人	×0.75	50, 859円	4, 239円	第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計 が120万円超の人	×0.75	
	第4段階		市民税本人非課税で、課税年金収入額 と合計所得金額の合計が80万円以下の 人	×0.9	第4段階		市民税本人非課税で、課税年金収 入額と合計所得金額の合計が80万 円以下の人	×0.88	59, 675円	4, 972円	第4段階		市民税本人非課税で、課税年金収入額 と合計所得金額の合計が80万円以下の 人	×0.9	
所得段階区分	第5段階		市民税本人非課税で、課税年金収入額 と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額	第5段階	市民税本人非課税で、課税年金収 入額と合計所得金額の合計が80万 円超の人	基準額	67, 812円	5, 651円	第5段階		市民税本人非課税で、課税年金収入額 と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額		
	第6段階		市民税本人課税で、合計所得金額120万 円未満の人	×1.2	第6段階		市民税本人課税で、合計所得金額 125万円未満の人	×1.13	76, 628円	6, 386円	第6段階	٠	市民税本人課税で、合計所得金額120 万円未満の人	×1.2	
	第7段階		市民税本人課税で、合計所得金額120万 円以上190万円未満の人	×1.3	第7段階		市民税本人課税の方で合計所得金額125万円以上200万円未満の人	×1.25	84, 765円	7,063円	第7段階		市民税本人課税で、合計所得金額120 万円以上 200万円 未満の人	×1.3	
	第8段階	市民税世	市民税本人課税で、合計所得金額190万 円以上290万円未満の人	×1.5	第8段階		市民税本人課税で、合計所得金額 200万円以上300万円未満の人	×1.5	101, 718円	8, 477円	第8段階	市民税世	市民税本人課税で、合計所得金額200 万円以上 300万円 未満の人	×1.5	
	第9段階	世帯課税	市民税本人課税で、合計所得金額290万 円以上の人		第9段階		市民税本人課税で、合計所得金額 300万円以上400万円未満の人	×1.6	108, 499円	9,042円	第9段階	世帯課税	市民税本人課税で、合計所得金額300 万円以上の人		
				×1.7	第10段階		市民税本人課税で、合計所得金額 400万円以上500万円未満の人	×1.7	115, 280円	9,607円					
					第11段階		市民税本人課税で、合計所得金額 500万円以上600万円未満の人	×1.85	125, 452円	10, 455円				×1.7	
					第12段階		市民税本人課税で、合計所得金額 600万円以上700万円未満の方	×2.0	135, 624円	11,302円					
					第13段階		市民税本人課税で、合計所得金額 700万円以上800万円未満の方	×2. 15	145, 796円	12, 150円					
					第14段階		市民税本人課税で、合計所得金額 800万円以上の方	×2.30	155, 968円	12,998円			※()けか寿による転端後の	3	

※()は公費による軽減後の負担割合

4. 介護保険料算定のプロセスについて

A: 高齢者人口(第1号被保険者数)



B:要支援·要介護認定者数



C: 各サービスの見込み量



D: 保険給付費等見込額

【3年間分での総額】

内訳:保険給付費+地域支援事業費



E: 第1号被保険者負担分相当額



F: 保険料収納必要額



G: 第1号被保険者全体の賦課額



H:保険料基準額(月額)

<介護保険料基準額の算定方法>

保険料基準額(月額)

保険料収納必要額

予定保険料収納率

所得段階別加入割合補 正後の被保険者数

÷ 12ヶ月

A:住民基本台帳人口に基づきコーホート要因法により推計

B:第6期計画期間の変化率をベースに、性別、年齢区分、要介護度別に認定者数を推計

C:各サービス毎·要介護度別に分析したサービス利用率など、過去の実績からの推計や、医療計画との整合性 の確保、第7期計画期間中に整備を行う施設・居住系サービス等を考慮し推計

〇平成30年4月からの報酬改定を反映

※報酬改定については、平成30年1月中旬頃に国より示される予定。

〇保険給付費等に第1号保険料負担割合を乗じて算出

※第6期計画では第1号保険負担割合が22%であったが、第7期計画では23%に変更となる。

(第2号保険料負担割合は28%→27%に変更)

- 〇所得段階別加入割合補正後被保険者数の設定
- ○調整交付金見込額の算出
- ※調整交付金の交付率については、平成29年12月下旬頃に国より示される予定
- ○介護給付費準備基金からの取崩し
- ※平成29年11月末時点での残高 1,443,832千円

F=E+調整交付金相当額(対象費用×5%)-調整交付金見込額-介護給付費準備基金取崩額

〇予定保険料収納率で除して算出 ※第7期計画期間における予定収納率は今後検討

G=F÷予定保险料収納率

〇所得段階別加入割合補正後被保険者数で除して算出

H(1人あたりの保険料基準額・月額)=G÷所得段階別加入割合補正後被保険者数÷12ヶ月

【参考】第6期計画における所得段階別被保険者数

[各年度6月1日現在]

		 27年度		平成28年度				上版本度6月1日現在」 平成29年度					
段	階	被保険	 者数	段階		被保険者数		段	:階	被保険者数		H29-H27	
第1段階	世帯非税税	14,894人	19.74%	第1段階	世帯非親税	14,914人	19.24%	第1段階	世帯非課税	14,982人	18.92%	-0.83%	
第2段階		6,466人	8.57%	第2段階		6,786人	8.76%	第2段階		7,075人	8.93%	0.36%	
第3段階		6,221人	8.25%	第3段階		6,416人	8.28%	第3段階		6,744人	8.51%	0.27%	
第4段階		11,125人	14.75%	第4段階	市民税世帯課税	10,750人	13.87%	第4段階	市民税世帯課税	10,383人	13.11%	-1.64%	
第5段階		10,985人	14.56%	第5段階		11,510人	14.85%	第5段階		11,937人	15.07%	0.51%	
第6段階		9,935人	13.17%	第6段階		10,668人	13.77%	第6段階		11,095人	14.01%	0.84%	
第7段階		8,181人	10.84%	第7段階		8,402人	10.84%	第7段階		8,596人	10.85%	0.01%	
第8段階	市民	3,706人	4.91%	第8段階		3,843人	4.96%	第8段階		3,982人	5.03%	0.12%	
第9段階	税世	1,357人	1.80%	第9段階		1,421人	1.83%	第9段階		1,500人	1.89%	0.10%	
第10段階	市民税世帯課税	635人	0.84%	第10段階		721人	0.93%	第10段階		786人	0.99%	0.15%	
第11段階		422人	0.56%	第11段階		427人	0.55%	第11段階		432人	0.55%	-0.01%	
第12段階		257人	0.34%	第12段階		301人	0.39%	第12段階		281人	0.35%	0.01%	
第13段階		215人	0.28%	第13段階		223人	0.29%	第13段階		234人	0.30%	0.01%	
第14段階		1,043人	1.38%	第14段階		1,117人	1.44%	第14段階		1,176人	1.48%	0.10%	
合計		75,442人		合計		77,499人	100.00%	合計		79,203人	100.00%		